

平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 常 磐 興 産 株 式 会 社 代表者名 取締役社長 斎藤 一彦 コード番号 9675 東 証 1 部 問い合わせ先 取締役管理本部長 秋 田 龍 生 即心わせ焼缸番号 03-3663-3411

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第91回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更案の内容

変更案の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金) 平成21年6月26日(金)

以 上

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分を示します)

所は、取締役会の決議によって定めこれ

を公告する

| | - 「下楸は変更部分を示しよす) |
|-----------------------------|------------------------------|
| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
| (株券の発行) | |
| 第7条 当会社は、全部の種類の株式に係る株券 | (削除) |
| を発行する | |
| | |
| (単元株式数及び単元未満株券の不発行) | (単元株式数) |
| 第 8 条 当会社の単元株式数は、全部の種類の株 | 第 7 条 当会社の単元株式数は、全部の種類の株 |
| 式について、1,000 株とする | 式について、1,000 株とする |
| 2 当会社は、前条の規定にかかわらず、単 | (削 除) |
| 元未満株式に係る株券を発行しない。た | |
| だし、株式取扱規程に定めるところについ | |
| てはこの限りでない | |
| | |
| (単元未満株式についての権利) | (単元未満株式についての権利) |
| 第 9 条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同 | 第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株 |
| <u>じ。)</u> は、その有する単元未満株式につい | 式について、次に掲げる権利以外の権利 |
| て、次に掲げる権利以外の権利を行使す | を行使することができない |
| ることができない | |
| (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権 | (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権 |
| 利 | 利 |
| (2) 会社法第166条第1項の規定による請求 | (2) 会社法第166条第1項の規定による請求 |
| をする権利 | をする権利 |
| (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式 | (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式 |
| の割当ておよび募集新株予約権の割当 | の割当ておよび募集新株予約権の割当 |
| てを受ける権利 | てを受ける権利 |
| | |
| (株主名簿管理人) | (株主名簿管理人) |
| 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く | 第 <u>9</u> 条 当会社は、株主名簿管理人を置く |
| 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場 | 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場 |
| | |

所は、取締役会の決議によって定めこれ

を公告する

3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない

変 更 案

3 当会社の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿 の作成ならびに備置きその他の株主名簿 <u>および</u>新株予約権原簿に関する事務はこ れを株主名簿管理人に委託し、当会社に おいては取扱わない

第11条 (条文省略)

(優先配当金)

第 11条の2 (第1項省略)

- 2 当会社は、第 40 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる
- 3 当会社は、第 41 条に定める中間配当を行 うときは、毎年 9 月 30 日の最終の株主名 簿に記載または記録されたA種優先株主 またはA種優先登録株式質権者に対し て、普通株主または普通登録株式質権者 に先立ち、第 1 項に従い計算される額の 金銭による剰余金の配当を行うことができ る

(第4項省略)

第 11条の3~第 11条の4 (条文省略)

第10条 (現行どおり)

(優先配当金)

第10条の2 (現行どおり)

- 2 当会社は、第 39 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる
 - 3 当会社は、第40条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる

(現行どおり)

第10条の3~第10条の4 (現行どおり)

(残余財産の分配)

種優先株主またはA種優先登録株式質権 者に対して、普通株主または普通登録株 式質権者に先立って、A種優先株式 1 株 当たり、次に定める金額を支払う。ただし、 「日割未払優先配当金額」は、残余財産 分配がなされる日(以下、「残余財産分配 日」という。)の属する事業年度において、 残余財産分配日を基準日として優先配当 がなされたと仮定した場合に、第11条の2 第1項に従い計算される優先配当金額相 当額とする

> A種優先株式1株当たりの残余財産分配額 =200 円+累積未払優先配当金相当額 +日割未払優先配当金額 (第2項省略)

第11条の6~第11条の8 (条文省略)

(取得条項)

第11条の9 (第1項省略)

2 A種優先株式 1 株当たりの強制償還価額 は、次の算式に基づいて算定されるものと する。ただし、次に定める算式における 「日割未払優先配当金額」は、強制償還 日の属する事業年度において、強制償還 日を基準日として優先配当がなされたと仮 定した場合に、第11条の2第1項に従い 計算される優先配当金額相当額とする

変 更 案

(残余財産の分配)

第 11 条の5 当会社は、残余財産を分配するときは、A │ 第 10 条の5 当会社は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主またはA種優先登録株式質権 者に対して、普通株主または普通登録株 式質権者に先立って、A種優先株式 1 株 当たり、次に定める金額を支払う。ただし、 「日割未払優先配当金額」は、残余財産 分配がなされる日(以下、「残余財産分配 日」という。)の属する事業年度において、 残余財産分配日を基準日として優先配当 がなされたと仮定した場合に、第10条の2 第1項に従い計算される優先配当金額相 当額とする

> A種優先株式1株当たりの残余財産分配額 =200 円+累積未払優先配当金相当額 +日割未払優先配当金額 (現行どおり)

第10条の6~第10条の8 (現行どおり)

(取得条項)

第10条の9 (現行どおり)

2 A種優先株式 1 株当たりの強制償還価額 は、次の算式に基づいて算定されるものと する。ただし、次に定める算式における 「日割未払優先配当金額」は、強制償還日 の属する事業年度において、強制償還日 を基準日として優先配当がなされたと仮定 した場合に、第10条の2第1項に従い計 算される優先配当金額相当額とする

1株当たりの強制償還価額

=200 円+累積未払優先配当金相当額 +日割未払優先配当金額+早期償還加 算金額

(第3項省略)

(金銭対価の取得請求権)

第11条の10 (第1項省略)

2 A種優先株式1株当たりの償還価額は、 次に定める算式に基づいて算定されるものとする。ただし、次の算式における「日 割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第11条の2第1項に従い計算される優先配当金額相当額とする

A種優先株式1株当たりの償還価額 =200円+累積未払優先配当金相当額 +日割未払優先配当金額

(普通株式対価の取得請求権)

第 11 条の 11 A種優先株主は、平成 20 年 9 月 26 日 以降いつでも、当会社がA種優先株式を 取得するのと引換えに、A種優先株式 1 株につき下記に定める算定方法により算 出される数の当会社の普通株式を交付す ることを請求(以下「転換請求」という。)す ることができる。なお、当会社がある株主 に対してA種優先株式の取得と引換えに 交付する当会社の普通株式数の算出に あたって、1 株未満の端数が生じたとき

変 更 案

1株当たりの強制償還価額

=200 円+累積未払優先配当金相当額 +日割未払優先配当金額+早期償還加 算金額

(現行どおり)

(金銭対価の取得請求権)

第10条の10 (現行どおり)

2 A種優先株式1株当たりの償還価額は、 次に定める算式に基づいて算定されるものとする。ただし、次の算式における「日 割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第 10条の2第1項に従い計算される優先配当金額相当額とする

A種優先株式1株当たりの償還価額

=200 円+累積未払優先配当金相当額

+日割未払優先配当金額

(普通株式対価の取得請求権)

第 10条の11 A種優先株主は、平成20年9月26日 以降いつでも、当会社がA種優先株式を 取得するのと引換えに、A種優先株式1 株につき下記に定める算定方法により算 出される数の当会社の普通株式を交付す ることを請求(以下「転換請求」という。)す ることができる。なお、当会社がある株主 に対してA種優先株式の取得と引換えに 交付する当会社の普通株式数の算出に あたって、1株未満の端数が生じたとき は、会社法第167条第3項に従いこれ を取り扱う

上記にかかわらず、転換請求の日(以 下「転換請求日」という。)において、剰 余授権株式数(以下に定義される。) が請求対象普通株式総数(以下に定 義される。)を下回る場合には、(i)A 種優先株主が当該転換請求日に転換 請求した A 種優先株式の数に、(ii) 剰余授権株式数を請求対象普通株式 総数で除して得られる数を乗じた数 (小数第1位まで算出し、その小数第1 位を切り下げる。また、0 を下回る場合 は 0 とする。)の A 種優先株式につい てのみ、当該 A 種優先株主の転換請 求に基づく A 種優先株式の取得の効 力が生じるものとし、取得の効力が生じ る A 種優先株式以外の転換請求にか かる A 種優先株式については、転換 請求がされなかったものとみなす。な お、一部取得を行うにあたり、取得する A 種優先株式は、抽選、転換請求され たA種優先株式の数に応じた比例按 分その他の方法により当会社の取締 役会において決定する

「剰余授権株式数」とは、(i)当該転換 請求日における定款に定める当会社の 発行する普通株式の数より、(ii)①当 該転換請求日における発行済みの普 通株式の数、および②当該転換請求日 に発行されている新株予約権が全て行

変 更 案

は、会社法第167条第3項に従いこれ を取り扱う

上記にかかわらず、転換請求の日(以 下「転換請求日」という。)において、剰 余授権株式数(以下に定義される。) が請求対象普通株式総数(以下に定 義される。)を下回る場合には、(i)A 種優先株主が当該転換請求日に転換 請求した A 種優先株式の数に、(ii) 剰余授権株式数を請求対象普通株式 総数で除して得られる数を乗じた数 (小数第1位まで算出し、その小数第1 位を切り下げる。また、0 を下回る場合 は 0 とする。)の A 種優先株式につい てのみ、当該 A 種優先株主の転換請 求に基づく A 種優先株式の取得の効 力が生じるものとし、取得の効力が生 じる A 種優先株式以外の転換請求に かかる A 種優先株式については、転 換請求がされなかったものとみなす。 なお、一部取得を行うにあたり、取得 する A 種優先株式は、抽選、転換請 求された A 種優先株式の数に応じた 比例按分その他の方法により当会社 の取締役会において決定する

「剰余授権株式数」とは、(i)当該転換請求日における定款に定める当会社の発行する普通株式の数より、(ii)①当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、および②当該転換請求日に発行されている新株予約権が全て行

使されたものとみなした場合に発行され るべき普通株式の数の合計数を控除し た数をいう

「請求対象普通株式総数」とは、A 種優 先株主が当該転換請求日に転換請求 した A 種優先株式について、転換請求 日に償還請求が行われたと仮定した場 合における、第 11条の 10 第 2 項に定 める A 種優先株式の償還価額の総額 を、当該転換請求日における下記に定 める転換価額で除して得られる数(小数 第1位まで算出し、その小数第1位を切 り上げる。)の総数をいう

A種優先株式の取得と引換えに交付す る当会社の普通株式の数

=転換請求にかかるA種優先株式について、A種転換請求日にA種償還請求が行われたと仮定した場合におけるA種優先株式の償還価額の総額÷転換価額

(第2項~第6項省略)

第 12 条~第 18 条 (条文省略)

(種類株主総会)

第18条の2 (第1項~第2項省略)

3 第 <u>13</u>条ならびに第 <u>15</u>条乃至第 <u>17</u>条ま での規定は種類株主総会に準用する

第 19 条~第 42 条 (条文省略)

変 更 案

使されたものとみなした場合に発行され るべき普通株式の数の合計数を控除し た数をいう

「請求対象普通株式総数」とは、A 種優 先株主が当該転換請求日に転換請求 した A 種優先株式について、転換請求 日に償還請求が行われたと仮定した場 合における、第 10条の 10 第 2 項に定 める A 種優先株式の償還価額の総額 を、当該転換請求日における下記に定 める転換価額で除して得られる数(小数 第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を 切り上げる。)の総数をいう

A種優先株式の取得と引換えに交付す る当会社の普通株式の数

=転換請求にかかるA種優先株式について、A種転換請求日にA種償還請求が行われたと仮定した場合におけるA種優先株式の償還価額の総額÷転換価額

(現行どおり)

第11条~第17条 (現行どおり)

(種類株主総会)

第17条の2 (現行どおり)

3 第 <u>12</u>条ならびに第 <u>14</u>条乃至第 <u>16</u>条までの規定は種類株主総会に準用する

第 18条~第 41条 (現行どおり)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|-------------------------|
| <新 設> | 附 則 |
| <新 設> | 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備 |
| | 置きその他の株券喪失登録簿に関する事 |
| | 務は、株主名簿管理人に委託し、当会社 |
| | においては取扱わない |
| <新設> | 第2条 前条および本条は、平成22年1月5日ま |
| | で有効とし、同日の経過をもって前条およ |
| | び本条を削除する |
| | |